

遺留分権利者と受遺者（＝相続人）間の「共有」関係の解消

伊藤，昌司
九州大学大学院法学研究院教授

<https://doi.org/10.15017/2250>

出版情報：法政研究. 68 (1), pp. 441-452, 2001-07-09. 九州大学法政学会
バージョン：published
権利関係：



遺留分権利者と受遺者（＝相続人）間の「共有」関係の解消

伊 藤 昌 司

目次

- 一 はじめに
- 二 設例で考える

一 はじめに

周知のように、最高裁は、1996年（平8）1月26日の第二小法廷判決（民集50巻1号132頁）および同年11月26日の第三小法廷判決（民集50巻10号2747頁）により、全財産の包括遺贈につき遺留分減殺請求をした相続人（遺留分権利者）と受遺者（相続人）との間の減殺後の「共有」関係は、家庭裁判所における遺産分割手続によってではなく、通常裁判所における共有物分割手続によって解消されるべき性質のものであり（第二小法廷判決）、したがって、通常裁判所は、そのような「共有」関係に基づく持分移転登記請求がなされた場合には、各共有者の持分を民法第1029条によって算定したうえで認否の判断をすべきであると判示した⁽¹⁾。このような判断は、右の第二小法廷判決の判決理由が述べるように、特定遺贈について遺留分減殺がなされた場合の遺留分権利者と受遺者との間の共有関係を解消する手続が通常裁判所で行われるべきは当然であることを前提にしたうえで、「遺言者の財産全部の包括遺贈は、遺贈の対象を個々の的に掲記する代わりにこれを包括的に表示する実質を有するもので、その限りで特定遺贈とその性質を異にするものではないから」この場合も同じになるべきである、という論理によるものであった。それでは、この論理の前提、つまり、特定遺贈の減殺による「共有」関係の解消が何故にそうなるべきで

あるのか、といえ、これも第二小法廷の説示するところによれば、①特定遺贈が効力を生ずると、遺贈の目的である財産は直ちに受遺者に帰属する。したがって、②特定遺贈された財産は、遺産分割の対象にならない。また、③特定遺贈による遺留分の侵害があっても、滅殺権を行使するかどうかは遺留分権利者の自由であり、滅殺請求は遺留分権利者と受贈者または受遺者との個別的な関係である。したがって、④特定遺贈の滅殺により遺留分権利者に帰属する権利は相続財産としての性質を有しない、という4つの論拠による。

ところで、上記の第三小法廷判決の事件における包括遺贈の対象中には、28筆の土地と主従11個の建物が含まれていたため、遺留分権利者による請求が認容されることになれば、これら財産の全てにつき個々に分母を10桁とし分子を8～9桁とする複雑な割合による共有登記がなされ、それが更に後に個々に共有物分割で争われなければならない結果に帰着する。したがって、筆者（伊藤）は、この事件の評釈において、「そういうことをするよりも、この多くの不動産のなかから滅殺額に見合う何筆かの土地の完全な所有権を各遺留分権利者が取得し、残りの財産の完全な所有権を受遺者が取得することになるならば、そのほうがずっとスマートな解決であることを、誰もが認めるに違いない。実際上は、和解の手續などを絡めて、最後はこういう結果に落ち着くのであろうが、そうなれば、これは実質的な遺産分割であり、家事審判法登場前の遺産分割訴訟と似たものになるに違いない。通常裁判所の手續がこういうふう⁽²⁾に展開するのなら、それはそれで結構である」と述べた。

それから4年後、2000年（平12）7月11日の第三小法廷判決（民集54巻6号1886頁）が、上記2つの判決の続編の意味を持って登場する⁽³⁾。

すなわち、この事件の遺留分権利者たちは包括遺贈の滅殺を請求し、それによって有する「共有」権に基づいて通常裁判所に共有物分割の請求をしたのであるが、この包括遺贈の対象となった財産は、東京都内のみならず静岡県⁽²⁾の2地区と神奈川県にもある土地（宅地、牧場、山林、保安林、原野）36筆、建物5個、株式6銘柄というような量も価額も莫大なものであったので、1審・控訴審共に、筆者が右に述べたような実質的な遺産分割を、判決自体によって行った。つまり、東京都内の宅地と地上建物その他若干の不動産を受遺者である相続人が、他の不動産は遺留分滅殺請求をした他の3人の相続人が共有で取得し、株式は個々の銘柄毎に按分取得す

るという分割案を判示した。最高裁での争点は、この株式、しかも、そのうちの特定銘柄についてのみを受遺者が価額弁償で取得することの可否に集約された判決であったけれども、この最高裁判決も、1審や控訴審が共有物分割の訴えを認めたこと自体の正当性を前提にしていることは、疑いない。

それでは、上記の諸判決によって示された解決が正しいかといえば、むしろ、大いに疑問である。なぜなら、上記の2000年（平成12）7月11日判決の事件の被相続人の遺言処分が莫大な財産を丹念に書き上げた特定遺贈であって、しかしなお彼の遺産の全てを特定し尽くしていなかったとするならば、残りの財産は家庭裁判所の遺産分割手続で相続人間に配分されなければならないことになるので、わが国での相続紛争解決の手続の二元性は何ら解消されない。いまや遺産分割は、狭義のそれと通常裁判所による実質的なそれとに二元化され、手続の二元性の奇妙さがかえって増幅される感さえあるからである。そして、1996年（平成8）年の2つの判決の説示を忖度すれば、これらによる解決は全財産の包括遺贈にのみ関わり、割合的包括遺贈があった場合の解決は狭義の遺産分割のみが許されると考えられているように思えるし、さらには、特定遺贈についての第二小法廷による前記の説示にいう特定遺贈とは、特定財産のそれであって、不特定物の特定遺贈は別とされる余地がある。それゆえ、相続人の1人に甲財産または乙財産を遺贈するという特定遺贈があれば、特定前の段階では家庭裁判所による狭義の遺産分割が義務づけられるけれども、審判手続中で特定された途端に、当該特定財産を含めた遺産分割はできなくなり、当該特定財産に対する遺留分減殺請求だけが通常裁判所で争われなければならないという結論になりそうである。このような奇妙な結果を引き起こしかねない論理、それが第二小法廷の説示する前記①～④である。本稿は、わが国では至極当然と思われているこの論理には、何の必然性もないことを示そうとするものである。

二 設例で考える

(一) 前節でも述べたように、最高裁の第二小法廷の説示によれば、①特定遺贈が効力を生ずると、遺贈の目的である財産は直ちに受遺者に帰属する。したがって、②特定遺贈された財産は、遺産分割の対象にならない。また、③特定遺贈による遺留

分の侵害があっても、減殺権を行使するかどうかは遺留分権利者の自由であり、減殺請求は遺留分権利者と受贈者または受遺者との個別的な関係である。したがって、④特定遺贈の減殺により遺留分権利者に帰属する権利は相続財産としての性質を有しない。この4点のうちの最初の2つは、いわゆる特定遺贈の物権的効力説なる理論であり、最後の2つは、遺留分減殺請求の効果に関するいわゆる形成権・物権説なる理論に関わりがある。いずれも、わが国の通説であり、判例が承認してきた理論である。そして、特定遺贈の物権的効力なるものは、わが国の物権変動の一般的なシステムがドイツ民法型ではなくフランス民法型であって、契約や遺贈という物権変動の原因になる意思表示の他に改めて物権変動を目的とする別個の意思表示をしなくても、目的財産の所有権が原因行為の効力発生と同時に契約の相手方や受遺者に移転することを意味している。特定遺贈による目的財産の移転において物権行為の独自性を認めるドイツ型の解決を導入しようとした大正期の学説が、いわゆる債権的効力説であるが、この説は、一時は学説を風靡したものの、判例を動かすには至らずに、その後の物権変動論一般の動きが物権行為独自性を否定する方向に変わるなかで学説上も影響力を失った。現在これを唱える論者は居ない。筆者も、債権的効力説というようなドイツ民法モデルの学説が、わが民法のフランス系相続法規の解釈に持ち込まれなかったのは、全く正しいことであつたと考えている。しかし、債権的効力説を否定すれば、上記の①～②のような解決が必然的かといえ、決してそうではないことは、本節以下に述べるところから歴然とするはずである。

次に、③～④は、これもまた、わが国の通説が遺留分法のドイツ法的構成に加担せず、ドイツ民法における義務分権を念頭においた形成権・債権説ないし請求権説を採らずに、減殺の効果をフランス法的に構成すること（形成権・物権説）を、判例が独特の理論で極端化した結論である。ドイツ法的に構成すれば、遺贈自体が債権的効力しかないので、遺贈目的物が受遺者に物権的に移転する前に減殺されるならば、減殺分は遺産に留まることになるであろうし、相続開始前に贈与されていた財産に対して減殺請求権が行使されても債権的な効果しか生じていないのなら、これまた、当該目的物自体が遺産分割の対象になることは、もともとありえないことになるのではないかと思われる。しかし、わが国の遺留分がローマ法の義務分に倣ったドイツ民法上のそれとは全く系統を異にしていて、ドイツ法のように相続人でな

い遺留分（義務分）権利者が相続人（遺言相続人）に対して減殺請求をするという問題は決して生じないことは、民法の起草の段階でも明言されていたほどであるから、遺留分法⁽⁴⁾に関してはフランス法的な構成が支持されてきたのは当然である。これが、いわゆる形成権・物権説なる学説の立場であり、遺贈による物権変動が遺言の効力発生と同時に生ずること（すなわち、物権行為の独自性の否定）を前提にして、減殺請求の効果は、この物権変動の効果を否定し、あるいは、遺言者の生前に贈与されていた財産の所有権を否定して減殺者の所有権を直ちに回復させるものであると考えるのである⁽⁵⁾。しかし、だからといって、減殺の対象財産を含めた遺産分割は不可能だという結論に結びつけるのがフランス法の論理に即すかといえば、全くそうではない。このことは、以下に述べることから明らかになる。遺贈の効果・減殺請求の効果は「物権的」である以上は、遺贈財産ないし減殺対象財産は相続財産から逸出して受遺者ないし減殺者の固有財産になり、遺産分割の対象にならないという論は、第一譲渡によって所有権が移転する以上は第二譲渡による物権変動は存在しえないという議論にこだわって、対抗要件主義の問題には進もうとしない議論の愚かしさに似ている。

（二）それでは、先ず、フランス法による解決の実際をフランスの実務家が書いた文献中の設例によって見てみよう⁽⁶⁾。以下に見るような計算は、ノテール（公証人と訳されるのが普通であるが、むしろ事務弁護士と訳したほうがよい。わが国の公証人との共通点は、どちらも公正証書を作成する公務員であることだけであり、ノテールのほうは、土地売買や相続・贈与や夫婦財産制の解消・夫婦財産契約などについての市民の日常的な法律顧問であるだけでなく、土地取引の仲介人となることも多い）が、相続人間の協議分割に助言する際に主として用いられるのであるが、遺産分割裁判の法廷は裁判官の他にノテールが加わり（フ民訴969～1841年6月2日の法律～：新民訴の施行後も現行法として残っている旧法典部分）、裁判分割もまた、同じ計算式によって行われるのである。

【設例と計算例1】 被相続人は、子Aと子Bの2人を遺して死亡し、Aには相続開始時点で50万フランと評価される家屋および金10万フランを遺贈していた。現存遺産は、遺贈目的物である家屋の他に銀行預金55万フランがあり、Aに遺贈された

金10万フランは、この預金に含まれている。2人は、共に相続を承認した。相続債務はない。⁽⁷⁾

$550,000$ (銀行預金) + $500,000$ (遺贈家屋) = $1,050,000$ (遺留分算定の基礎財産)

$1,050,000 \times 1/3 = 350,000$ (子が2人の場合の自由分は1/3：フ民913)

$(1,050,000 - 350,000) \times 1/2 = 350,000$ (A B各自の遺留分)

$350,000$ (自由分) - $600,000$ (遺贈総額) = $-250,000$ (相続人への遺贈は、遺言者による特段の意思表示がなければ持戻し免除とみなされ (：フ民843)、自由分に充当する)

自由分を超過する持戻し免除遺贈は、超過する限度で「減殺可能」であるが、この例での受遺者Aには35万フランの遺留分があり、減殺可能額を遺留分に充当すれば済むので、遺贈家屋は「現物で履行されてよい」。「超過分相当の減殺は価額でなされる」。

それでは、価額による減殺がどのように実行されるのかであるが、この点は、生前贈与の減殺の例で説明されているため、この箇所では省略されている。その点を以下の【2】ないし【4】で見る前に、筆者の理解により、そのやり方を再構成してみるならば、次のようになりそうである。

$550,000$ (銀行預金) + $500,000$ (遺贈家屋) = $1,050,000$ (現存遺産総額)

$1,050,000 \times 1/2 = 525,000$ (遺産分割によるA B各自の計算上の取得分額)

$450,000$ (銀行預金残額) + $75,000$ (価額弁償額)

= $525,000$ (遺産分割によるBの取得額)

$500,000$ (遺贈家屋) + $25,000$ (弁償額控除後の金銭遺贈残額)

= $525,000$ (遺産分割によるAの取得額)

Bが実際に弁償額を受け取るかどうかはBの意思次第であるのは、一般法からも、当たり前のことである。そのことと、最初から遺産分割の問題でないと断定することとは全く別のはなしである (わが国の現時の実務では、この例では預金の半額はAに権利ありとされ、分割すべき遺産は存在せず、Bには12.5万フランの減殺権が

あるだけなので、家裁での審判分割は不可能となり、どうしても減殺したければ通常裁判所に訴を提起しなさいということになる）。

【設例と計算例2】 被相続人は、3人の子ABCを遺して死亡した。被相続人は、Aに、相続開始時点で60万フランと評価される家屋を持戻し免除で贈与していた。現存遺産は、相続開始時に20万フランと評価される住居、10万フランと評価される土地、30万フランと評価される美術品などの動産からなる。債務はなかった。分割時点と相続開始時点での諸財産の価額差はない。⁽⁸⁾

$$\begin{aligned}
 &200,000 \text{ (現存遺産)} + 100,000 \text{ (同)} + 300,000 \text{ (同)} + 600,000 \text{ (生前贈与)} \\
 &= 1,200,000 \text{ (遺留分算定の基礎財産額)} \\
 &1,200,000 \times 1/4 = 300,000 \text{ (子が3人の場合の自由分は1/4:フ民913)} \\
 &(1,200,000 - 300,000) \times 1/3 = 300,000 \text{ (ABC各自の遺留分も30万フランずつ)} \\
 &350,000 \text{ (自由分)} - 600,000 = -300,000 \text{ (Aへの贈与は自由分を30万フラン超過)} \\
 &600,000 \text{ (現存遺産額)} + 300,000 \text{ (減殺可能額)} = 900,000 \text{ (分割対象財産の総額)} \\
 &900,000 \times 1/3 = 300,000 \text{ (遺産分割によりABC各自が計算上取得できる額)}
 \end{aligned}$$

分割案：

子Aの取得分には、彼が支払うべき減殺可能額を充当する(300,000-300,000=0)。
 子Bの取得分には、上記の住居(200,000)と動産の一部(100,000)を割り当てる。
 子Cの取得分には、上記の土地(100,000)と動産の一部(200,000)を割り当てる。
 以上の分割により、Aが自由分全額分の優遇を受けるのを別として、全員が平等な利益を受ける。

【設例と計算例3】 被相続人は3人の子ABCを遺して死亡した。被相続人は、Aに、相続開始時点で20万フランと評価される住居、10万フランと評価される土地を相続分前渡しとして贈与し、その後さらに、相続開始時点で60万フランと評価される家屋を持戻し免除で贈与していた。現存遺産は、相続開始時点で30万フランと評価される美術品などの動産からなる。債務はなかった。分割時点と相続開始時点での諸財産の価額差はない。⁽⁹⁾

300,000 (現存遺産) + 300,000 (相続分前渡し贈与) + 600,000 (持戻し免除贈与)
= 1,200,000 (遺留分算定の基礎財産額)

$1,200,000 \times 1/4 = 300,000$ (子が3人の場合の自由分は1/4:フ民913)

$(1,200,000 - 300,000) \times 1/3 = 300,000$ (A B C各自の遺留分も30万フランずつ)

「Aへの相続分前渡し贈与30万フランは、全てがAの遺留分に充当され、(遺留分に充当し切れず) 補充的に自由分に充当すべき分は存在しない。」「同じくAへの持戻し免除贈与は、自由分に充当される。この贈与は60万フランであり、自由分を30万フラン超過する。」

300,000 (現存遺産額) + 300,000 (相続分前渡しの持戻し額) + 300,000 (減殺可能額) = 900,000 (遺産分割対象財産の総額)

$900,000 \times 1/3 = 300,000$ (遺産分割によりA B C各自が計算上取得できる額)

「Aには、もはや遺留分は残っていない。遺留分上の権利は、相続分前渡し贈与によって使い尽くされているからである。Aは、減殺額に等しい金額を分割対象財産に支払うことによってしか減殺への弁償義務を果たすことはできない。本例では30万フランである。」

分割案:

「子Aの取得分は、Aの持戻し額30万フランに充当するものとする(彼は、減殺弁償金名目で30万フランの支払い義務を負う)。

「子Bは、Aが支払う弁償金の半額15万フランと現存遺産の半分15万フランを取得する。」

「子Cは、Aが支払う弁償金の半額15万フランと現存遺産の半分15万フランを取得する。」

以上の分割により、Aが自由分全額分の優遇を受けるのを別として、全員が平等な利益を受ける。

【設例と計算例4】 被相続人は3人の子A B Cを遺して死亡した。被相続人は、Aに、相続開始時点で10万フランと評価される土地を相続分前渡しとして贈与し、その後に、相続開始時点で60万フランと評価される家屋を持戻し免除で贈与していた。現存遺産は、20万フランと評価される住居と30万フランと評価される美術品な

どの動産からなる。債務はなかった。分割時点と相続開始時点での諸財産の価額差はない。⁽¹⁰⁾

遺留分算定の基礎財産額は、前2例と同じく120万フランで、自由分と各自の遺留分が、いずれも30万フランになることも前2例と同じである。

Aへの相続分前渡し贈与は、Aの遺留分に充当される。そして、Aへの持戻し免除贈与は自由分に充当されるが、この贈与の額は自由分を30万フラン超過する。

$500,000$ （現存遺産額）＋ $100,000$ （相続分前渡しの持戻し額）＋ $300,000$ （減殺可能額）＝ $900,000$ （遺産分割対象財産の総額）

$900,000 \times 1/3 = 300,000$ （遺産分割によりABC各自が計算上取得できる額）

分割案：

Aは、自らが持戻した10万フランを取得分に充当し、減殺弁償金のうちの20万フラン分は自らの遺留分に充当し、実際には弁償金10万フランのみを分割対象財産に入れる。

Bは、20万フランの住居と5万フラン分の動産類、そしてAが提供する弁償金の半額である5万フランを取得する。

Cは、動産類25万フランとAが提供する弁償金の半額である5万フランを取得する。

以上の分割により、Aが自由分全額分の優遇を受けるのを別として、全員が平等な利益を受ける。

以上のような計算式で分かるように、フランス相続法を形作る観念のなかにおいては、遺贈どころか生前贈与さえも、持戻しによって遺産分割の対象財産に計算上加えられるし、自由分を超える贈与も、実際に減殺されるかどうかにかかわらず、遺産分割の基礎に計算上加えられて、これら全ての関係が遺産分割によって決済される。特定遺贈の物権的効力を理由にして遺贈を遺産分割の対象財産から除外し、あるいはまた、減殺請求がなされてもなお、遺贈や贈与の目的物を遺産分割の対象から除外する解決の論理必然性を説く最高裁の理論が、相続法や遺留分法のフランス的観念とは縁もゆかりもないことだけは、上記の計算法を一瞥すれば、誰の目に

も明らかであろう。わが国流に言えば、遺贈の効力は債権的でなく物権的であるフランスで、贈与や遺贈は、「持戻しrapport」や「減殺reduction」を通じて（現物でなければ価額弁償のかたちででも）遺産分割の対象財産に組み入れられるのである。

遺留分についてはどうか。最高裁は、先にも見たように、減殺権を行使するかどうかは遺留分権利者の自由であるから減殺請求は遺留分権利者と受贈者または受遺者との個別的な関係であるとし、そうであるがゆえに、特定遺贈の減殺により遺留分権利者に帰属する権利は相続財産としての性質を有しないという。フランスの民法書によれば、わが国と同様に、「遺留分相続人が減殺を請求するのでなければ、（自由分）超過の恵与の減殺はない」。しかし、上記のように、遺留分が遺産分割のなかで決済することが不可能などとは毛頭考えられていない。わが国の法律家は、いったいどうして、前記のような論理に自らはまって、法規のなかに用意されているわけでもない結論に向かって邁進するのであろうか。⁽¹¹⁾ あたかも、鯨の群が砂浜に突進して乗り上げ、身動きができなくなるように。

- (1) 幸いにも、筆者（伊藤）は、これら2つの判決のいずれについても評釈の機会を与えられた。すなわち、第2小法廷の1月28日判決については、ジュリスト1113号（平成8年度重要判例解説）88頁、第3小法廷の11月28日判決については、判例評論463号（判例時報1606号）208頁である。
- (2) 伊藤昌司・判批（判例評論）211頁中段。
- (3) 筆者（伊藤）は、これについても評釈の機会を与えられた（ジュリスト・平成12年度重要判例解説82頁）。
- (4) 法典調査会議事録（巖松堂版）201回3～6丁 伊藤昌司「民法一〇二九条、一〇三〇条（遺贈分の算定）」民法典の百年Ⅳ372頁。
- (5) 全体的には日本民法法規をドイツ法モデルで解釈しようとする中川善之助・泉久雄『相続法』（有斐閣・法律学全集）の初版ないし4版でも、「減殺請求権は、受遺者または受贈者に対する財産引渡請求権もしくは履行拒絶権であるとする債権（的請求権）説もあるが、減殺によって贈与または遺贈の全部または一部が失効し、その結果、既に履行されたものに対しては、物権的請求権または不当利得請求権として、また未履行のものに対しては履行拒絶権が相続人に発生するとなす、物権的効果説が正しいと思う」と述べている（4版662頁、3版614頁、語句の若干の違いはあるが初版409頁、新版577頁）。その箇所⁽¹¹⁾の註（4版664頁の註3および註6）に多くの文献が引かれているように、これがわが国の通説であり、そこに引かれている最高裁の諸

判例により支持されている立場である。

- (6) Pierre BEAUVARLET, Rapport et réduction des libéralité, 1996 Litec.
- (7) Ibid., pp.154-55 (Exemple 1: Réduction en valeur).
- (8) Ibid., pp.163-65 (Exemple 1: Le paiement en moins prenant).
- (9) Ibid., pp.165-66 (Exemple 2: Le versement effectif d'une somme d'argent).
- (10) Ibid., pp.167-69 (Exemple 3: Paiement de l'indemnité de réduction en moins prenant et par le versement effectif d'une somme d'argent).
- (11) この機会に、フランス民法典の遺贈や遺留分の基本を形づくる諸法規とわが旧民法（1890）や現行民法の諸条項との対照表を作って、参考に供したい。

フランス民法典	旧民法・財産取得編	
1003 包括遺贈 legs universelは、遺言者が一人又は数人の者に死後に遺す財産の全部を与える遺言処分である。		962 遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる。但し、遺留分に関する規定に違反することができない。
1010 包括名義遺贈 legs à titre universelは、遺言者が、法律が彼に処分を許す財産の一定部分を遺贈するものであり、一定の部分とは、半分、3分の1、全不動産、全動産、全不動産または全動産の一部である。／その他の遺贈は、特定名義の処分になるしかない。	390 単純又ハ有期ノ遺贈ハ遺言者ノ死亡ノ時ヨリ受遺者ノ知ルト否トヲ問ハス包括ノ遺贈ニ付テハ其包含スル財産及ヒ債務ヲ受遺者ニ移転シ特定ノ遺贈ニ付テハ其遺贈物ノ権利ヲ受遺者ニ移転ス然レトモ有期ノ遺贈ハ満期ニ至ルマテ其執行ヲ止ム（1項）	
1014 全ての単純遺贈は、遺言者の死亡の日から、遺贈物に対する権利、すなわち、その相続人や権利承継人に移転しうる権利を受遺者に与える。	384 法定家督相続人アルトキハ被相続人ハ相続財産ノ半額マテニ非サレハ他人ノ為メ遺贈ヲ為スコトヲ得ス／家族ノ遺産ヲ相続スル卑属親アルトキ	985 遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる。（1項）
913 生前のものであれ、死因のものであれ、恵与は、		1028 兄弟姉妹以外の相続

処分者の死亡時に子が1人しか居ない場合は、処分者の財産の2分の1…を超えることができない。(2人:1/3; 3人以上:1/4)

モ亦同シ

人は、遺留分として左の額を受ける。

一 直系尊属のみが相続人であるときは被相続人の財産の3分の1

二 その他の場合には、被相続人の財産の2分の1

922 遺留分の減殺は、贈与者ないし遺言者の死亡時に存する全財産を総計して決定する。／債務を控除した後、贈与により処分されていた財産を、贈与時の状態で、かつ相続開始時の価額により、前項の総額に仮想的に合算する。これら財産が譲渡されているときは、譲渡時の価額が、代物が存在するときは、相続開始時の代物の価額が考慮されなければならない。／遺される相続人の種別を考慮して、これら全ての財産を基に、死者が処分できた割合分がどれほどであるかを計算する。

1029 遺留分は、被相続人が相続開始時において有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加え、その中から債務の全額を控除して、これを算定する。(1項)

920 生前処分であれ、死因処分であれ、自由分を超える処分は、相続開始時に存する自由分に減殺されうる。

1031 遺留分権利者及其の承継人は、遺留分を保全するに必要な限度で、遺贈及び前条に掲げる贈与の減殺を請求できる。